

第6編 ファンド

第1章 総則

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用資産等 新規上場申請に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、新規上場申請に係る不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券、新規上場申請に係るベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド、新規上場申請に係るカントリーファンド又は上場カントリーファンドが投資証券又は外国投資証券である場合には当該投資証券又は外国投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。
- (2) LPS法 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)をいう。
- (3) カントリーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券(外国ETFに該当するものを除く。)であって、特定の国又は地域の証券に対する投資として運用することを目的とするものをいう。
- (3)の2 自己投資口 投資証券の発行者である投資法人が有する当該投資証券をいう。
- (4) 資産流動化法 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)をいう。
- (5) 上場カントリーファンド 当取引所に上場しているカントリーファンドをいう。
- (6) 上場後5年以内の株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。
 - a 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券となつてから5年間を経過していない内国株券
 - b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- (7) 上場不動産投資信託証券 当取引所に上場している不動産投資信託証券をいう。
- (8) 上場ベンチャーファンド 当取引所に上場しているベンチャーファンドをいう。
- (9) 信託会社等 投資信託法第3条に定める信託会社等(委託者非指図型投資信託受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等にあつては、当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。)をいう。
- (9)の2 新投資口予約権証券 投資信託法第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。
- (10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。
- (11) 不動産関連資産 次のaからgまでに掲げる資産をいう。

- a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の2分の1を超える額について不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
 - b 資産流動化法に規定する優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)
 - c 受益証券(当該投資信託の投資信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)
 - d 投資証券(当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)
 - e 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)
 - f 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前eまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
 - g 投資信託法第193条第1項第3号から第5号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第194条第2項の規定に基づき投資法人が取得するもののうち、施行規則で定めるもの(次号hに掲げるものを除く。)
- (12) 不動産等 次のaからhまでに掲げる資産をいう。
- a 不動産
 - b 不動産の賃借権
 - c 地上権
 - d 地役権
 - e 投資法人計算規則第37条第3項第2号へに規定する資産
 - f aから前eまでに掲げる資産を信託する信託の受益権(不動産関連資産に該当するものを除く。)
 - g 外国の者に対する権利で前fに掲げる権利の性質を有するもの
 - h 投資信託法第193条第1項第3号から第5号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第194条第2項の規定に基づき投資法人が取得するもののうち、施行規則で定めるもの。
- (13) 不動産投資信託証券 法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。
- (14) ベンチャーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

- (15) 未公開株 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券以外の内国株券をいう。
- (16) 未公開株等 未公開株並びに未公開株の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。
- (17) 未公開株等関連資産 次のaからeまでに掲げる資産をいう。
- a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産を主として未公開株等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
 - b LPS法第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分(出資者が共同で未公開株等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。)
 - c 受益証券(投資信託の投資信託財産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。)
 - d 投資証券(投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。)
 - e 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前dまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
- (18) 未公開株等評価機関 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を業として行っている者をいう。
- (19) 流動資産等 投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

第2章 不動産投資信託証券

(不動産投資信託証券の新規上場申請)

第1201条の2 不動産投資信託証券の新規上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。

(1) 投資証券

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社及びその受託者である信託会社等

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等

- 2 新規上場申請銘柄が、第1207条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該新設合併を行う上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人及び新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社が行うものとする。
- 3 新規上場申請に係る不動産投資信託証券の審査は、第1205条から第1207条までの規定によるものとする。

(予備申請)

第1202条 不動産投資信託証券の新規上場申請を行おうとする者(第1207条の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月前より後においては、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類を提出することにより、予備申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第1205条及び第1206条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第1204条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第1203条 当取引所が新規上場申請に係る不動産投資信託証券を上場する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者は、施行規則で定める当取引所所定の「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するものとする。

- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る不動産投資信託証券の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 当取引所は、新規上場申請に係る不動産投資信託証券の上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第 1204 条 不動産投資信託証券の新規上場を申請しようとする者は、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

- 2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、「不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。
- 3 第 1201 条の 2 第 2 項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、前項に定める添付書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。
- 4 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者のうち新規上場申請銘柄の発行者である者は、新規上場申請日の直前営業期間又は直前計算期間の末日の 1 年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合その他の施行規則で定める場合のいずれかに該当することとなるときには、施行規則で定める書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。
- 5 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、不動産投資信託証券の新規上場を申請した者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 6 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者は、当取引所が新規上場申請に係る不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、前各項の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供すること(当該新規上場を申請した者が上場不動産投資信託証券の発行者となった後も含む。)に同意するものとする。
- 7 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者は、当取引所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するものとする。

(上場審査の形式要件)

第 1205 条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いには施行規則で定める。

- (1) 次の a から c までに掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が一般社団法人投資信託協会の会員であること。
 - a 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社
 - b 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託会社
 - c 委託者非指図型投資信託の受益証券 投資信託の受託者である信託会社等
- (2) 新規上場申請銘柄が、次の a から p までに適合していること。
 - a 運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が 70%以上となる見込みのあること。
 - b 運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに 95%以上となる見込みのあること。
 - c 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が、上場後 2 年が経過するまでの間、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を金融商品取引業者との間で締結する旨を当取引所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事取引参加者が当取引所所定の推薦書により当該不動産投資信託証券の新規上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。
 - d 上場投資口数又は上場受益権口数が、上場の時までに 4,000 口以上となる見込みのあること。
 - e 純資産総額が、上場の時までに 10 億円以上となる見込みのあること。
 - f 資産総額が、上場の時までに 50 億円以上となる見込みのあること。
 - g 大口投資主（所有する投資口数の多い順に 10 名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数に自己投資口数（自己投資口処分決議（自己投資口の処分に係る投資信託法第 80 条第 4 項の規定による決議をいう。以下同じ。）を行った場合には、処分する自己投資口数を除く。）を加えた投資口数又は大口受益者（所有する受益権口数の多い順に 10 名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数が、上場の時までに、上場投資口数又は上場受益権口数の 75%以下になる見込みのあること。
 - h 大口投資主及び自己投資口を所有している場合（所有している投資口の全てについて自己投資口処分決議を行った場合を除く。）の当該新規上場申請銘柄の発行者である者を除く投資主又は大口受益者を除く受益者の数が、上場の時までに 1,000 人以上となる見込みのあること。
 - i 次の(a)及び(b)に適合していること。
 - (a) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前営業期間又は計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了する各営業期間（当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下この j において同じ。）若しくは各計算期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下この j において同じ。）の財務諸表等又は各営業期間若しくは各計算期間の

中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

- (b) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各営業期間又は各計算期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する営業期間又は計算期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- j 投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款において、投資主の請求による投資口の払戻し又は受益者の請求による信託契約期間中の解約をしないこととされていること。
- k 投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款において、営業期間又は計算期間として定める期間が6か月以上であること。
- l 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みのあること。
- m 新規上場申請銘柄が投資証券である場合には、投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が当取引所の承認する機関として施行規則で定めるものであること。
- n 新規上場申請銘柄が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合を除き、当該投資信託の追加信託を行わないこととされていること。
- o 新規上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、証券投資信託である旨が記載されていないこと。

(上場審査)

第1206条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。

- (1) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が、当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。
- (2) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。
- (3) 新規上場申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。
- (4) その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

- 2 前項各号に適合するかどうかの審査は、不動産投資信託証券の新規上場申請書類(第1204条の規定に基づき不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が提出した書類をいう。)及び質問に基づき行うものとする。
- 3 前項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(テクニカル上場)

第1207条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する不動産投資信託証券の新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

- (1) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が非上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該吸収合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合
 - a 第1205条第1号、第2号a、b、d及びiからmまで並びに前条第1項各号に適合していること。この場合における第1205条第2号iの規定の適用については、同i中「新規上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場不動産投資信託証券」とする。
 - b 当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が、第1218条第2項第4号前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時まで同号前段に該当しない見込みのあること。
 - c 当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が、第1218条第2項第5号前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時まで同号前段に該当しない見込みのあること。
- (2) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が他の上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合
 - a 第1205条第1号、第2号d、jからmまで並びに前条第1項各号に適合していること。
 - b 当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が、第1218条第2項第1号前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時まで同号前段に該当しない見込みのあること。
 - c 当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が、第1218条第2項第2号前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時まで同号前段に該当しない見込みのあること。
 - d 前号b及びcに適合していること。

(3) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が非上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合

第1号aからcまでに適合していること。

2 前項の規定により上場される投資証券の上場日は、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日とする。ただし、新規上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(上場前の公募又は売出し等)

第1208条 不動産投資信託証券の新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募(一般募集による不動産投資信託証券の新たな発行をいう。以下この章において同じ。)又は売出し(上場審査について前条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の新規上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行(上場審査について前条の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。)に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(新不動産投資信託証券の上場申請)

第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人若しくは投資信託の新たに発行される投資口若しくは受益権に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者(以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。)のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者は、新たに不動産投資信託証券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、当該不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(新不動産投資信託証券の上場)

第 1210 条 前条の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

- (1) 上場不動産投資信託証券に係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券のうち施行規則で定めるものは、発行日決済取引により上場する。
- (2) 上場不動産投資信託証券に係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券が上場不動産投資信託証券と権利関係を異にする場合であって、施行規則で定める基準に該当する場合には、当該不動産投資信託証券はその発行された時に上場する。
- (3) 前 2 号に該当する場合のほか、新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券は、その発行された時(上場不動産投資信託証券と権利関係を異にする不動産投資信託証券については権利関係が同一となった時)に、上場不動産投資信託証券に追加して上場する。

(新投資口予約権証券の上場)

第 1211 条 第 1209 条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承認するものとする。

- (1) 上場申請のあった新投資口予約権証券が施行規則で定める基準に適合するものであること。(2) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人(上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。)において次の a 又は b のいずれかの手続きが実施されていること(当該上場投資法人が当該新投資口予約権証券に関して法第 2 条第 6 項第 3 号に規定する契約を締結している場合(この条において「コミットメント型の場合」という。)を除く。)
 - a 取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査
 - b 投資主総会決議などによる投資主の意思確認
 - (3) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の運用成績及び財政状態が、次の a 及び b のいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)
 - a 新規上場申請日の直前営業期間において純利益の額が正でないこと。
 - b 新規上場申請日の直前営業期間の末日において純資産総額が 5 億円以上でないこと。
 - (4) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でない認められるものでないこと。
- 2 前項の規定により新投資口予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、施行規則で定める当取引所所定の「確約書」を提出するものとする。

- 3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。
- 4 その他新投資口予約権証券の上場に関して必要な事項は、施行規則で定める。

(変更上場申請)

第1212条 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

- 2 当取引所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当該上場不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券の発行者等及び上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示を行わなければならない。

- 2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の(a)から(p)までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 投資口の併合又は分割
- (b) 投資口の追加発行又は売出し
- (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ
- (d) 合併
- (e) 規約の変更又は解散
- (f) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請
- (g) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (h) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
- (i) 投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこと。

- (j) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約
 - (k) 金銭の分配
 - (l) 法第 166 条第 6 項第 4 号又は法第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請
 - (m) 投資信託法第 80 条の 2 第 1 項（同法第 80 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己投資口の取得
 - (n) 新投資口予約権無償割当て
 - (o) 投資信託法第 136 条第 2 項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。
 - (p) (a) から前(o)までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の(a)から(t)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (a) 投資信託法第 214 条の規定による業務改善命令
 - (b) 特定有価証券(法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この(b)において同じ。)又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
 - (c) 純資産の額が投資信託法第 124 条第 1 項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
 - (d) 投資信託法第 215 条第 2 項の規定による登録取消しの通告
 - (e) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前 a の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
 - (f) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。
 - (g) 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなったこと。

- (h) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - (i) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - (j) 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - (k) 投資信託法第 216 条第 1 項の規定による同法第 187 条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分
 - (l) 債権者その他の当該投資法人以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
 - (m) 不渡り等
 - (n) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - (o) 主要取引先(施行令第 29 条の 2 の 3 第 7 号に定める主要取引先をいう。)との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - (p) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除に準ずると当該取引所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - (q) 資源の発見
 - (r) 資産の総額のうちに占める投資信託法施行規則第 105 条第 1 号へに規定する不動産等資産(以下この(r)において同じ。)の価額の合計額の割合が 100 分の 50 を超えることとなったこと(資産の総額の 100 分の 50 を超える額を不動産等資産に対する投資として運用することを規約に定めている場合を除く。)
 - (s) 投資主による投資証券の発行の差止めの請求
 - (t) (a)から前(s)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(n)までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請
 - (b) 当該資産運用会社の合併

- (c) 当該資産運用会社の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - (d) 当該資産運用会社の解散(合併による解散を除く。)
 - (e) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止
 - (f) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止
 - (g) 当該資産運用会社の会社分割
 - (h) 当該資産運用会社の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
 - (i) 当該投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約の解約
 - (j) 当該資産運用会社の株式交換
 - (k) 当該資産運用会社の株式移転
 - (l) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものの開始
 - (m) 当該資産運用会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (n) (a)から前(m)までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の(a)から(k)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (a) 法第 51 条の規定による業務改善命令
 - (b) 上場廃止の原因となる事実(第 1218 条第 1 項第 1 号 b に掲げる事由に係るものに限る。)
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分
 - (d) 特定関係法人(法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。)の異動
 - (e) 主要株主の異動
 - (f) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - (g) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - (h) 債権者その他の当該資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等

- (i) 不渡り等
- (j) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等
- (k) (a)から前(j)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合(a に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次の(a)から(p)までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 受益証券の併合又は分割
 - (b) 追加信託又は売出し
 - (c) 投資信託に必要な資金の借入れ
 - (d) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約
 - (e) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請
 - (f) 当該投資信託委託会社の合併
 - (g) 当該投資信託委託会社の破産手続開始の申立て
 - (h) 当該投資信託委託会社の解散(合併による解散を除く。)
 - (i) 当該投資信託委託会社の金融商品取引業の廃止
 - (j) 法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること
 - (k) 当該投資信託委託会社の会社分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)
 - (l) 当該投資信託委託会社の事業の全部の譲渡
 - (m) 当該投資信託委託会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (n) 前号 a の(h)に掲げる事項
 - (o) 当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。
 - (p) (a)から前(o)までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次の(a)から(e)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- (a) 法第 51 条の規定による業務改善命令
 - (b) 上場廃止の原因となる事実(第 1218 条第 1 項第 2 号 a に掲げる事由に係るものに限る。)
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分
 - (d) 前号 b の(e)又は(f)に掲げる事項
 - (e) (a)から前(d)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次の(a)又は(b)に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請
 - (b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次の(a)又は(b)に掲げる事実が発生した場合
- (a) 上場廃止の原因となる事実(第 1218 条第 1 項第 2 号 b に掲げる事由に係るものに限る。)
 - (b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 委託者非指図型投資信託の受益証券
- 上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a 又は b に該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次の(a)又は(b)に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 前号 a の(a)から(e)まで、(n)又は(o)に掲げる事項
 - (b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場受益信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次の(a)から(c)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- (a) 上場廃止の原因となる事実(第 1218 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に係るものに限る。)
 - (b) 第 1 号 b の(e)又は(f)に掲げる事項
 - (c) (a)又は前(b)に掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- (1) 資産運用会社等(上場不動産投資信託証券が、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等をいう。第 3 号において同じ。)が次の a から c までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
 - a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得
 - b 運用資産等(賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第 1201 条第 12 号 f に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。次号 a 及び b において同じ。)の貸借又は貸借の解消
 - c a 及び前 b に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
 - (2) 次の a から c までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
 - a 運用資産等に係る災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 運用資産等の貸借の解消(資産運用会社等が、当該運用資産等の貸借の解消を行うことについての決定をした場合において、前号 b の規定に基づきその内容を開示したときを除く。)
 - c a 及び前 b に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
 - (3) 資産運用会社等が、投資信託法第 13 条第 1 項各号に掲げる取引(同法第 54 条において準用する場合を含む。)又は同法第 203 条第 2 項に定める取引を行った場合(投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

- (4) 上場不動産投資信託証券に係る営業期間若しくは計算期間又は中間営業期間若しくは中間計算期間に係るファンドの決算の内容(施行規則で定める情報を含む。)が定まった場合
- (5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値)に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合
- 4 第 412 条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等の会社情報の開示に係る審査等について準用する。
- 5 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当該不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間経過後 3 か月以内に、当取引所所定の「不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書」を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 第 401 条、第 411 条の 2、第 413 条から第 414 条まで及び第 416 条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第 415 条及び第 417 条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。

(書類の提出等)

第 1214 条 上場不動産投資信託証券の発行者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

- 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第 1215 条 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合又は運用報告書を投資主若しくは受益者に交付した場合には、当該発行者の代表者がその提出又は交付の時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場不動産投資信託証券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)

第 1216 条 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、上場不動産投資信託証券に係る投資口又は受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して 4 日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

(上場不動産投資信託証券に関する行動規範)

第 1216 条の 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場不動産投資信託証券に係る新投資口予約権無償割当て又は投資口若しくは受益権の併合若しくは分割を行わないものとする。

2 第 442 条及び第 449 条の規定は、第 1201 条の 2 第 1 項第 1 号に定める者について、第 443 条及び第 450 条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等について、それぞれ準用する。

(実効性の確保)

第 1217 条 第 501 条から第 504 条まで及び第 508 条から第 510 条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止基準)

第 1218 条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次の a 又は b に定めるところによる。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の(a)又は(b)に該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。

(a) 投資信託法第 143 条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合

- (b) 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。
 - (a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合
 - (b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
 - (c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
 - (d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社でなくなった場合
 - (e) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
- (2) 委託者指図型投資信託の受益証券
 - 次のa又はbに定めるところによる。
 - a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。
 - (a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合
 - (b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
 - (c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
 - (d) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
 - b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継が

れ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第 1204 条第 7 項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第 1206 条第 1 項各号に適合する場合は、この限りでない。

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次の a から c までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第 1204 条第 7 項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第 1206 条第 1 項各号に適合する場合は、この限りでない。

- a 営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合
- b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- c 当該投資信託の受託者でなくなった場合

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が、上場不動産投資信託証券に係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 70%未満となった場合において、1 年以内に 70%以上とならないとき
- (2) 運用資産等の総額に占める不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が、上場不動産投資信託証券に係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 95%未満となった場合において、1 年以内に 95%以上とならないとき
- (3) 営業期間又は計算期間に係る金銭の分配又は収益の分配を行わなかった場合において、1 年以内に金銭の分配又は収益の分配を行わないとき（施行規則で定める場合を除く。）
- (4) 純資産総額が、上場不動産投資信託証券に係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 5 億円未満となった場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき
- (5) 資産総額が、上場不動産投資信託証券に係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 25 億円未満となった場合において、1 年以内に 25 億円以上とならないとき
- (6) 上場投資口口数（自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合には、処分する投資口口数を除く。）を除く。）又は上場受益権口数が、4,000 口未満である場合
- (7) 毎年の 12 月末日以前 1 年間の売買高が 20 口未満である場合
- (8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(9) 次のa又はbに該当する場合

a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1204条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし、当該者(投資法人を除く。)が、第1項第1号bただし書、同項第2号aただし書、同号bただし書又は同項第3号ただし書のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(11) 上場不動産投資信託証券について、投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款の変更により、投資主の請求による投資口の払戻し又は受益者の請求による信託契約期間中の解約が行えることとなる場合

(12) 投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款の変更により、営業期間又は計算期間が6か月未満となる場合

(13) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(14) 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第1205条第2号mに規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(15) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款の変更により、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合以外においても、当該投資信託の追加信託を行えることとなる場合

- (16) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合
 - (17) 上場不動産投資信託証券が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、証券投資信託である旨が記載されることとなる投資信託の投資信託約款の変更が行われる場合
 - (18) 上場不動産投資信託証券の発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主又は受益者及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき
 - (19) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 第 607 条の規定は、前 2 項の規定に基づく上場廃止に係る審査について準用する。

(当取引所への協力義務)

- 第 1219 条 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当取引所が上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。
- 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(上場廃止日)

- 第 1220 条 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

(監理銘柄の指定)

- 第 1221 条 上場不動産投資信託証券が上場廃止のおそれがある場合には、当取引所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。

(整理銘柄の指定)

- 第 1222 条 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより、上場廃止日の前日までの間、当該上場不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(上場等に関する料金)

第 1223 条 新規上場申請に係る不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券の発行者並びに上場不動産投資信託証券の発行者は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第 1224 条 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が第 1207 条の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合における当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人(当該投資法人が発行する上場不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。以下この条において同じ。)に対する施行規則で定める規定の適用については、当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人を同条の規定の適用に伴い上場廃止となった投資法人(当該投資法人が発行する不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。)と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(準用規定)

第 1225 条 第 424 条、第 429 条、第 608 条及び第 612 条の規定は、不動産投資信託証券について準用する。